

別表1(第2条関係)

判定基準

対象とする重症心身障害児者は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、次のスコア表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する者とする。

	項目	スコア
1	レスピレーター管理(※1)	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O <sub>2</sub> 吸入又はSpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7	IVH	10点
8	経口摂取(全介助)(※2)	3点
	経管(経鼻・胃ろう含む)(※2)	5点
9	腸ろう・腸管栄養(※2)	8点
	持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析(腹膜灌流を含む)	10点
12	定期導尿(3回/日以上)(※3)	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※3 人工膀胱を含む。